

## 飼い犬の狂犬病予防注射を忘れずに

狂犬病予防法に基づき、生後3ヶ月以上の犬を飼う方は、● **飼い犬の登録** ● **狂犬病予防注射** **【毎年1回】**が義務付けられています。まだ飼い犬の登録・注射が済んでいない方は、6月8日(月)に下の会場で登録・注射ができますので、ご利用ください。

### 日程 6月8日(月)

- 13:30 ~ 13:40 【二部公民館】
- 14:00 ~ 14:10 【溝口分庁舎車庫前】
- 14:30 ~ 14:50 【農村環境改善センター】

**料金** ※犬シール(玄関前掲示用)もあります【1枚80円】

<b>登録済</b>	注射済票交付手数料	550円	<b>計 3,050円</b>
	狂犬病予防注射料	2,500円	
<b>新規登録</b>	新規登録手数料	3,000円	<b>計 6,050円</b>
	注射済票交付手数料	550円	
	狂犬病予防注射料	2,500円	

**問い合わせ先** 地域整備課 TEL:68-5539

### 動物病院で予防注射を受ける方へ

西部地区の動物病院で、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付ができるようになりました。

ただし、通知ハガキ(3月に送付済)がない場合は、動物病院で注射済票の交付を受けることができません。

動物病院で注射をする方は、通知ハガキを忘れずにお持ちください。



## 地beerfest 大山2015 ~全国各地の地ビールが 桝水高原に集結!~

- **とき** / 6月13日(土) 11:00 ~ 21:00  
6月14日(日) 10:00 ~ 16:00
- **ところ** / 桝水高原 駐車場

**お得な前売り券  
発売中!**

- **チケット**
- **1日飲み放題券**  
(オリジナルグラス付き)
- 前売り4,500円
- 当日5,000円



### 5杯券

- 前売り1,600円
- 当日1,900円

### 5杯券

- 前売り1,900円  
(前売りのみ)

- **その他**  
会場行きの無料シャトルバスを運行。  
詳しくは、公式ホームページをご覧ください。

**チケット取扱・  
問い合わせ先** 商工観光課 TEL:68-4211  
HP <http://beerfestdaisen.com/>

## 猫の不妊・去勢 手術費用を助成します

猫由来の感染症や野良猫の増加を防ぐため、飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成します。希望される方は、下記までお申込みください。なお、申込みが多かった場合は、抽選となります。

**助成対象** 鳥取県内に居住している方の  
飼い猫

- **助成費用**
- 不妊手術 / 4,000円
- 去勢手術 / 2,000円

**申込方法**  
7月15日までに鳥取県獣医師会へ申込書を提出してください。申込書は、地域整備課・分庁総合窓口課にあります。

**申込期間** 6月1日(月)  
~7月15日(水)必着

**問い合わせ先** 公益社団法人鳥取県獣医師会  
TEL:0857-53-4300

## 伯耆町からの おしらせ

Houki-town Information

「子育て世帯  
臨時特例給付金」  
を装った詐欺に  
ご注意ください!

## 子育て世帯 臨時特例給付金について

### 「子育て世帯臨時特例給付金」とは

子育て世帯臨時特例給付金とは、消費税率引上げの影響などを踏まえ、臨時特例的な措置として、子育て世帯に給付金を支給するものです。

**支給対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給している方

※特例給付(児童を養育している方の所得が、児童手当の所得制限額以上の場合に児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給されている方は、対象となりません。

**給付金額** 対象児童1人につき3,000円

**申請方法** **申請先** 【本庁舎】福祉課福祉支援室 【分庁舎】分庁総合窓口課

※平成27年6月分の児童手当を支給している市町村に申請してください。

**申請書発送時期など** 6月上旬の児童手当現況届用紙とあわせて、対象者(公務員を除く)へ関係書類一式をお送りする予定です。

**申請期間** 6月1日(月)~12月1日(火)(伯耆町の場合)

### 公務員の方へ

児童手当を受給している公務員の方は、職場から子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当受給状況証明書が交付されます。基準日(平成27年5月31日)時点で住民票がある市町村に申請してください。

### 制度に関する情報

厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)

☎ 0570-037-192

運営時間/午前9時~午後6時(土、祝日は除く)

**問い合わせ先** 福祉課 福祉支援室 TEL:68-5534

## 児童手当の現況届について

現在児童手当を受給されている方は、6月1日現在におけるお子さんの養育状況などを記載した現況届の提出が必要です。この届出を提出されないと、6月以降の児童手当を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。

該当される方には、案内と届出用紙を郵送します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 現況届とあわせて提出が必要な書類

**提出期限** 6月30日(火)

該当する方	必要書類
国民年金以外の公的年金(厚生年金など)に加入されている方	健康保険被保険者証の写し
平成27年1月1日に伯耆町に住所がなかった方	平成27年1月1日の住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書
お子さんの住所が伯耆町以外の方	お子さんの住民票謄本・監護生計同一申立書
受給者がお子さんの父母以外の方	監護生計維持申立書

※所得が一定額以上の場合、平成27年6月分~平成28年5月分までの児童手当が減額されます。

**問い合わせ先** 福祉課 福祉支援室 TEL:68-5534